

大宮司

【氣多神社文書】

二三八八

就上落^(落)、卷數并鳥目三十疋到來、祝着候。彌祈念之儀任置候。猶重而可申候。恐々謹言。

三月二日

利^(前田) 家 在印

正大宮司

【氣多神社文書】

二三八九

鉄炮ニて青鷲うつ事、國中相留候間、於當社若うつ者有之者、かたく理可申候。其上をおして違背族有之候はゞ、交名をしるし可申越候。惣社家、百姓中として急度可申理者也。

三月廿三日

利^(前田) 家 在印

一宮大宮司

監物丞殿

【氣多神社文書】

二三九〇

以上

此比生魚一切希候處ニ、珍敷看到來令祝着候。急度可褒美候。猶期^(落)面之時候。謹言。

七月廿五日

利^(前田) 家 在印

一宮大宮司

監物丞殿

【氣多神社文書】

二三九一

尙以藏之儀、もりをもさゝせ、用心能やうに可被申付候。さらなどの儀は、此方より可申付候。急度申遣候。仍大田村之年貢米、其方之藏可相納候。然者番之義堅可被申付候。恐々謹言。

十月廿三日

利^(前田) 家 在判

一宮惣中

【氣多神社文書】

二三九二

當月之御神事目出度被相勤、札并看被送越祝着ニ候。殊ニ勝例年、鶉鳥神前ニ能參候由、國家之吉事不可過之候。尙以無油斷祈念肝要候。謹言。

十一月廿九日

利^(前田) 家 在印

正大宮司殿

櫻井監物丞殿

【氣多神社文書】

二三九三

鎗矢濱へよるの由ニて爲持越、目出度遂拜見候。内々雖傳聞候、如此之奇特は初候。尙以渚へよる矢候はゞ、可被持越候。後ニは其方へ可返遣候。猶期^(落)面之時候。恐々謹言。

十二月廿九日

利^(前田利家) 在判

一宮

大宮司 參

【大福寺文書】 羽昨郡

二三九四

又わざと斗に代貳十疋進之候。其方ニ入不申候はゞ、たれくにも御とらせ候べく候。わざと申入候。仍一昨日十三日尾山のひろまへかみなり落申候。其そばに孫四郎居候て、少ひゞきにあたり候へども、なに事なく候。此中御きたうのしるしとかしこまり入候。いよく御きねんたのみ入申候。恐々謹言。

六月十五日

利 家 在判

前 又左

きたの坊御中

利 家

(利家の又左衛門にして、六月十三日尾山城に在りしものは、天正十一・十二及び十三年中に在るべし。)

【大福寺文書】

二三九五

返々御ゆだんなく、御きたうの事たのみ入申候。以上。わざと人をり。仍われらせがれ又わか、はづらい候由申こし候。さだめてはしか^(麻彦)にて候はんと存候。御きたう被成候て給べく候。たのみ入申候。きのふお山より申こし